

応急仮設木造住宅建設等を 目的とした 災害協定の締結に向けて



一般社団法人 全国木造建設事業協会

All Japan Society of wooden construction

一般社団法人 工務店サポートセンター・全国建設労働組合総連合

はじめに

東日本大震災発注により必要になった応急仮設の建設に対応するために、一般社団法人工務店サポートセンター（J.B.N.）と全国建設労働組合総連合（全建総連）の地域大工・工務店2団体により一般社団法人全国木造建設事業協会（全木協）を設立しました。設立経過としては、3.11以後、東北3県のJ.B.N.工務店が（社）プレハブ建築協会の仮設住宅に参加し合計350戸ほど木造在来工法で建設工事に当たりました。長期優良住宅建設体験の工務店の努力と全建総連の協力で、性能・工期・価格共損色なく完成することが出来ました。

途中4月8日国交省の要請を受け、J.B.N.、全建総連、日本建築士会連合会の3団体で「応急仮設木造住宅建設協議会（応仮協）」を設立、3県に事務局を設置、追加の公募に応じました。3県の中、福島県のみ400戸の建設の発注を受け、建築士会の協力のもとJ.B.N.と全建総連の協力関係で見事に完成することが出来、その後追加約140戸・グループホーム・集会場の建設にも対応できました。結果としてプレ協のプロジェクト内で350戸、応仮協で540戸、計900戸（集会場含む）を国産材在来工法で完成しました。（平成2012年5月末時点）

今回私達は「やれば出来る」ことは示せましたが、今まで地域の大工・工務店として各県に何の協力働きかけもしてこなかったことを痛感しました。プレ協のみが阪神・淡路大震災以後、十数年に渡り、各県と災害協定を締結し、平時に協力してきたことを知りました。我々は災害時には被災者になりうることを考え、助け合うため全国組織を作り、2011年9月1日にJ.B.N.と全建総連で「全木協」を設立、各都道府県と災害協定を締結し結び始めています。

「全木協」は労働者が大量に必要な場合、「労働者供給事業」という厚労省許可事業に基づいて労働者を供給できる仕組みをもっています。これは労働組合である「全建総連」のみが合法的にできる仕組みで、福島プロジェクトから採用しています。全て未経験の中で「俺達がやらねば誰がやる」と決断し、被災地の復旧に向けた応急仮設住宅を被災地の大工・工務店が中心になってお手伝いすることを宣言、一歩踏み出すことが出来ました。これにより在来工法の優秀さと大工・工務店の底力を示すことができ、自信につながったことを感謝申し上げます。

2011年9月1日設立

一般社団法人 全国木造建設事業協会（全木協）

理事長 青木 宏之

(一社)全国木造建設事業協会(全木協)とは

① 団体名

一般社団法人 全国木造建設事業協会 2011年9月1日設立

② 正会員

一般社団法人 工務店サポートセンター (J.B.N.)
全国建設労働組合総連合 (全建総連)

③ 役員

理事長 青木 宏之 (J.B.N. 工務店サポートセンター理事長)
副理事長 卷田 幸正 (全建総連中央執行委員長)
専務理事 澤田 雅紀 (全建総連住宅対策部長)

④ 運営

本部・建設部会事務局 一般社団法人 工務店サポートセンター
技能部会事務局 全国建設労働組合総連合
全木協都道府県協会 各都道府県全建総連加盟組合内 及び JBN 提携団体等

全木協の主な事業

⑤ 協会の主な事業

1. 災害時における復旧・復興、応急仮設木造住宅建設に関する事業
2. 大工・工務店による木造建築を通じての森林・林業活性化事業
3. 大工・工務店の業務及び技術支援に関する事業
4. 大工・工務店の後継者及び人材育成に関する事業
5. 大工・工務店の業務に関する研修・講習に関する事業
6. 大工技能の推進に関する事業
7. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業



全木協構成団体(正会員)の概要

一般社団法人工務店サポートセンター

会員数:約2500社

全国の工務店を直接サポートすることを目的に2007年に国交省の支援により設立。直接サポートする会員をJBN (Japan Builders Network) と称し、JBN会員は2,500社となっている。(2012年5月末時点) 日本最大の工務店ネットワーク。

全国建設労働組合総連合(全建総連)

組合員数:約63万人

大工・左官などの建設業に従事する労働者・職人、一人親方、手間請従事者等で組織している組合で、1960年11月24日に結成。日本の建設産業で働く者の最大の労働組合で、かつ、日本の労働組合では4番目の規模にあり、都道府県ごとに組織された53組合の連合体。

日本最大の工務店ネットワークと
業界最大の建設労働組合が連携

全木協設立の背景

日付	内容
2011年 3月31日(木)	国交省住宅生産課より工務店サポートセンター、全建総連に対し、地域の工務店の仮設住宅の受け皿として協議会設立要請。両団体は、住宅設備・資材の確保を国交省が全面的にバックアップする条件で設立の方向で検討すると約束。
4月5日(火)	検討の結果、今回は公募に対応するため、組織として動かねばならず、時間的にも難しいと生産課課長へ連絡。
4月8日(金)	全建総連本部にて、工務店サポートセンター、全建総連、日本建築士会連合会の3団体で対応を検討。県の公募・仮設住宅発注受け入れの対応を検討し、協議会の設立を決定。12日プレス発表を合意。
4月12日(火)	応急仮設木造住宅建設協議会設立記者発表。
4月下旬～	福島県、岩手県、宮城県の公募に応募。 福島県で採択される。
9月1日(木)	応急仮設木造住宅建設協議会を発展的解消。 全国木造建設事業協会を設立。



福島県での実績を活かす

プロジェクトのコンセプト

被災された地域の経済・雇用の改善に役立てたい。

被災者が早く仮設住宅に住んでもらうプロジェクトに
大工・工務店として参加したい。

背景

《今回の震災における、仮設住宅建設の制約条件》

- ・交通網（物流）の寸断。
- ・地域の職人が被災者となっている。
- ・手に入る地域の材料を活用したい。（特に木材）
- ・寒い（多雪）地域が被災の中心（ⅡⅢ地域区分）である。

住宅設計の主な仕様

（幹事工務店は長期優良住宅建設経験会社）

- ・木造軸組在来工法の原点に戻る。（重機不要、最悪でも手道具で加工可能）
- ・大工と木材の活用によりそのほとんどを完成できることに注力。
（大手に力関係で負ける）
- ・具体的に、木材は地産地消を原則として、105mm角材で柱・土台・桁を構成し、プレカットで対応することとした。
- ・直近の一部の断熱材不足に対応するため、各地域の熱抵抗値基準に準拠した性能を保ちながら断熱材の入手に傾注。（ⅡⅢⅣ地域混在）
- ・各戸の仕切りは防音・防火を考え界壁扱い。
- ・18mmの板材（製材）を中心に、荒床・外壁仕上げ材・柾材・フローリングに使用することを前提。
- ・合板不足に対応するために、水平力に対しては、筋交い・火打ち梁にて計画。
- ・浴室以外のバリアフリー。（Ⅱ期工事では対応）
- ・居室に畳敷き。（厚55mm）（全畳連の協力）
- ・解体時のリサイクルのことを考え、自然素材を中心に使用。

成功した点とその要因

- ▶ 幹事工務店は、県への提案、交渉ができた。
- ▶ 幹事工務店は、長期優良住宅に取り組んだ経験が生かされた。
- ▶ 地域にお金が廻った。(現場作業が多い)
- ▶ 大工の手間は確保された。(下請け工事でなかった)
- ▶ 厚労大臣許可の労働者供給事業の仕組みが生まれた。
- ▶ 全建総連の力で必要な技能者の確保は守られた。
- ▶ 工期、性能、コストが守られた。
- ▶ 地域の製材工場により国産材が供給できた。
- ▶ 被災者でもある大工、工務店が喜んだ。
- ▶ 全国同業者の支援が得られた。
- ▶ 小ロットの工事に対応できた。
- ▶ 臨機応変の要求に対応できた。
- ▶ 全国工務店のネットワークにより資材の確保はできた。

苦慮した点①

- ▶ 基準法適用外だが、応急住宅に最低限求められる性能の確保。(室換気・結露等)
- ▶ 応急の談話室・集会場(高齢者対応多目的型もあった)・グループホーム・高齢者対応サポートセンター等への対応。
- ▶ ゴミ置き場・雪置き場・着工後のスロープ住戸への変更対応。
- ▶ いろいろな団体からの援助による支給品に関する調整。
- ▶ 良かれと考えたことが被災者公平性の観点で計画を中止することも。(暖房便座等)
- ▶ 県の配置承認までのプロセス消化。土地情報・現地調査・配置計画を一日で。(徹夜で対応)
- ▶ スピード重視段階で、あえて9坪2DKワンタイプに絞った。その後6坪12坪のバリエーションの追加対応が必要であった。
- ▶ 初期段階での車の燃料の確保。(道具も流されてしまった職人さんも・・・)
- ▶ F☆☆☆☆仕様で建てても、工期内で空気質環境検査の義務付け。

苦慮した点②

- ▶ 濡縁・スロープポーチ防滑処理等の追加対応、変更はあるが工期そのまま。
- ▶ 電力・水道・下水・ガス工事&検査の集中時の調整。
- ▶ 原発で何か起きたら。→ 非常事態発生時の連絡・避難命令の体制。
- ▶ 土木造成に関すること。市町村の行う造成待ちが工期に影響、自ら行う時も。
- ▶ 重機の手配回送や砂利の確保。(整地)
- ▶ 目まぐるしく変化する状況を、県建設本部と情報共有すること。
- ▶ 人工の押さえは困難を極めた。さらなる危機対応力向上のため、全建総連・士会連合と初めて協議会設立に向けて取り組んだこと。
- ▶ 価格未定で走り始める決断力。「要請」とは、「契約の成立」ではない。
- ▶ 発注書が無い中での事前着工。事前引き渡し。(当初の前提は発注後の着工)(ファイナンスへの対応)

労働者供給事業許可証及び労働協約書

全建総連の組合員が22都府県から591人
(うち福島県285人)、延べ7924人工が従事

許可番号 供13-032
許可年月日 平成23年6月1日

労働者供給事業許可証

名称 全国建設労働組合総連合
所在地 東京都新宿区高田馬場2-7-15

労働事業所の名称及び所在地

1. 福島事務所 (〒969-1302) 福島県安達郡大玉村玉井字北の内65-1
2. 宮城事務所 (〒983-0851) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町93
3. (〒 -)
4. (〒 -)
5. (〒 -)
6. (〒 -)
7. (〒 -)
8. (〒 -)
9. (〒 -)
10. (〒 -)

供給職種 大工、電気工、配管工、板金工、内装工
有効期間 平成23年6月1日から平成28年5月31日まで

職業安定法第45条の許可を受けて労働者供給事業を行う者であることを証明する。
平成23年5月30日

厚生労働大臣 印

(新規)

平成23年 〇 月 〇 日締結

労働協約書

(甲) 住所 〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15
氏名 全国建設労働組合総連合 (全建総連) 中央執行委員長 田村 豪樹 TEL 03-3200-6221

上記甲欄記名者(以下甲という)と、乙欄記名者(以下乙という)は、労働大臣許可に基づく労働者の供給に際し、下記のとおり労働協約を締結する。

第1条 (供給の条件と法令の遵守)
甲はこの協約締結により随時乙の組合員(以下丙という)の供給を受けることができる。ただし、乙の承諾を受けた丙でなければ使用することが出来ない。また丙を使用するにあたって、作業上の安全確保を行うこととする。

第2条 (労働条件)
丙が従事する時の労働条件は、本労働協約及び別記付属協定書によるものとするが、その解釈について疑義が生じたとき、もしくは明文化されていない事項については、その都度甲、乙で協議して決める。

第3条 (事故及び災害処理)
丙が従事中に起こした事故等は、甲が責任を持って処理し、乙及び丙の責任は刑法、行政法上の処分適用以外は無責とし、乙及び丙に請求権問題が生じた場合は、甲がその解決の責任を負う。丙の従事中又は従事に起因する労働災害事故については、甲の労災保険を適用する。

第4条 (交渉権の所在)
丙の労働条件に関する交渉権は、全て乙に属することを確認する。

第5条 (丙の資格喪失と身分変更)
丙が乙の組合員としての資格を喪失し、乙からこの旨の通告を受けた甲は、資格喪失前の労働条件で丙を使用することが出来ない。また、甲が丙を通常雇用の形態で継続使用の必要が生じた場合は、甲、乙協議して決める。

第6条 (有効期間と効力の発生)
本協約の有効期間は平成23年 〇 月 〇 日から平成24年 〇 月 〇 日までとし、甲乙双方が記名捺印したときから効力が発生する。ただし当事者の一方、又は双方の発議によって改定することが出来る。また、双方から更改の申し出がない場合には、本契約をもって、更に1年間有効とする。この協約書は2通作成し、甲、乙各1通を保管する。

基準平面計画図



面積：6P×6P≒9坪タイプ(29.81㎡)

全景・配置例



いわき市高久第9応急仮設住宅

全202戸+集会場2棟

住戸内訳：6坪41戸・9坪115戸・12坪37戸

グループホープ(9戸×1棟)



全景・配置例

田村市船引第2運動場応急仮設住宅
全100戸+集会場1棟
住戸内訳:6坪20戸.9坪60戸.12坪20戸



給湯器・外部フードなど



キッチン換気扇外部フード

16号給湯専用釜
※オーリングを生産する工場の被害により、入手が懸念されたが、何とか納材され設置完了

消化器も20mに1機必要



DKにリモコン設置

給水立上はヒーター巻き



玄関・風除室

ポーチ灯

網戸

表札

ポスト

手すり

ステップ



手すり

框段差なし

キッチン



照明標準設置

火災報知器の標準設置

吊戸棚・フード(プロペラファン)
標準設置※吊戸棚の底板を耐火仕様にする
と納期回答が遅く、長さを600とし、
フードと離すことで安全性を確保。

手元灯(プルスイッチタイプ)

シングルレバー混合水栓標準

窓枠も木材なのでコンロの防火範囲に
掛からぬよう計画

グリル付2口コンロ
バックガード付きを標準設置

ブロックキッチン600+1000

ガス漏れ警報機の標準設置





トイレ・脱衣室



タオル掛け

姿勢保持
立上り補助手すり

紙巻器

便器+便座

※暖房便座用専用
コンセントを標準設定

洗濯機用水栓

アース付コンセント

洗濯パン



浴室



天井換気扇(ダクト換気)

鏡

ツバルブ水栓
シャワー付

跨ぎ動作補助の手すり設置
内部には横手すりを計画

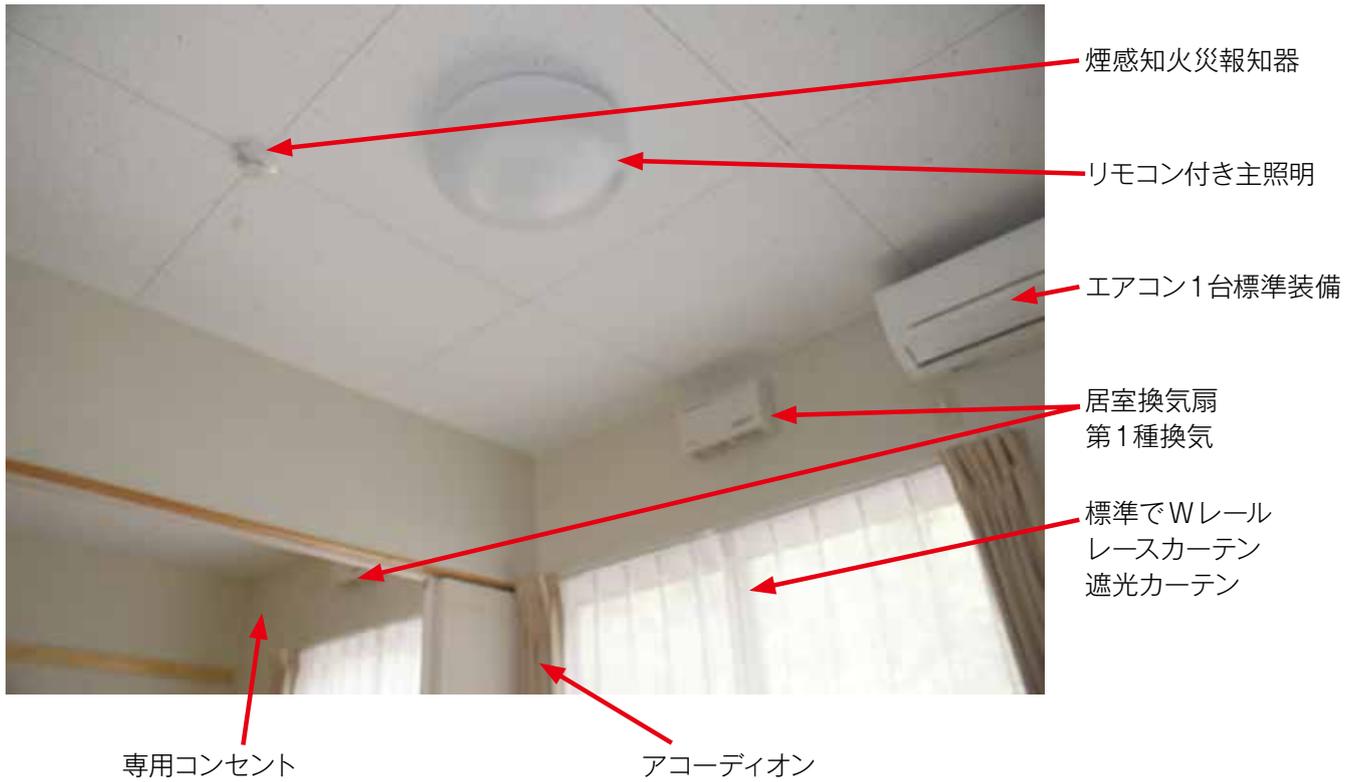
洗面器をオプション設置して住戸の
生活スペースを確保



※階上用のUBで跨ぎを低く抑える
こと。床組でしっかり断熱と防湿対
策をとること。UBの荷重に対して床
組補強・杭補強等を工夫した。

今回、跨ぎ高さは180mm以下の指示が
あり、標準175mmで納めている

居室の設備



居室(大壁和室)



杭打ち



屋根・小屋裏換気対策



ルーフィング*波子板 #30



土台防鼠孔流用



外壁板張り(杉製材:板厚18mm)



横同縁にて施工(通気層確保)



濡れ縁(オプション)

掃き出しサッシにはオプションとして濡れ縁が設定された。屋根には樋がないことが県の標準だったので、雨跳ねに注意して出幅を決定。



ごみ置き場(オプション)



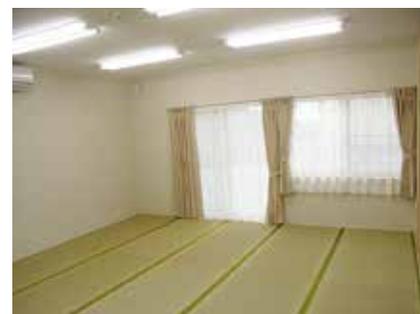
スロープ施工例



談話室スロープ
点字ブロック施工



付帯施設(談話室)



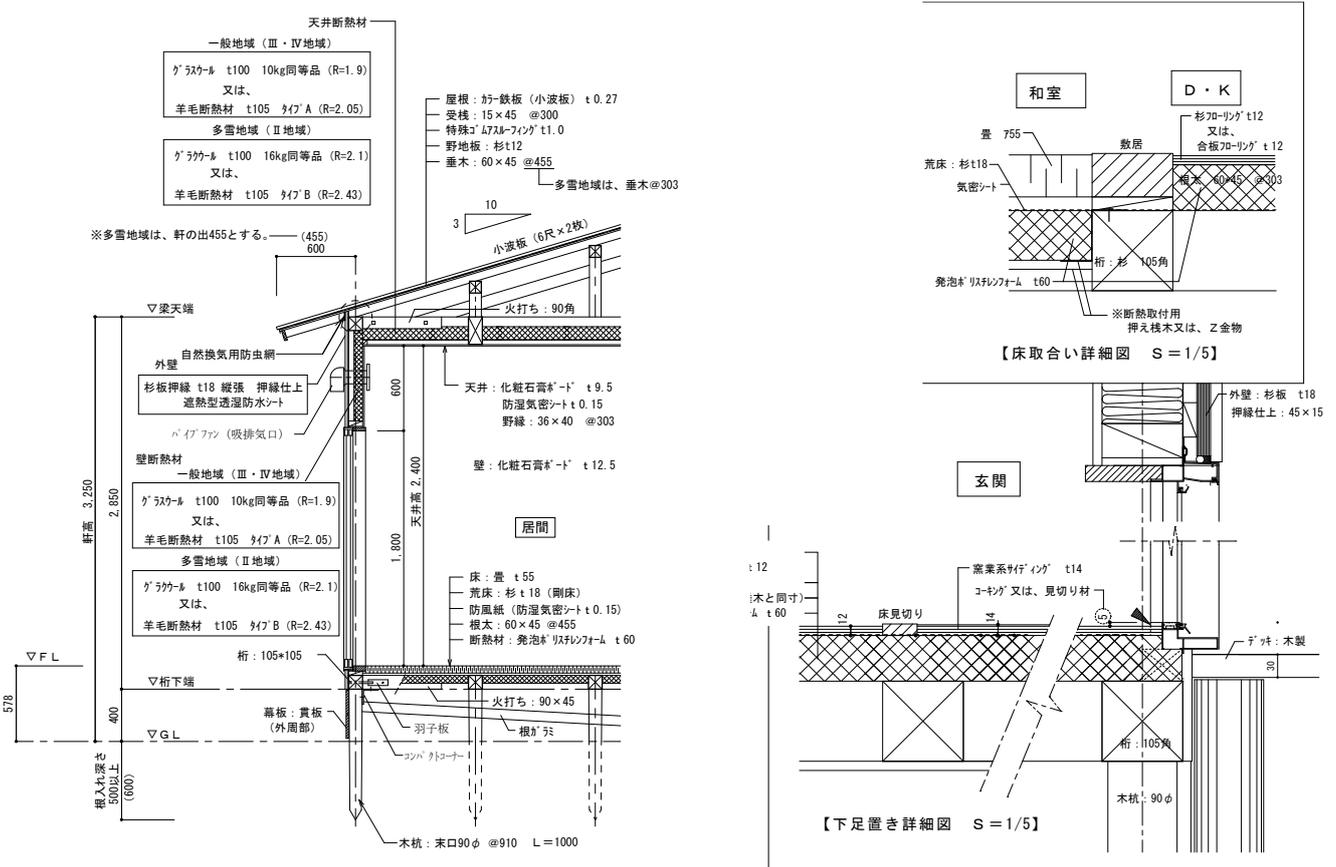
付帯施設(グループホーム)



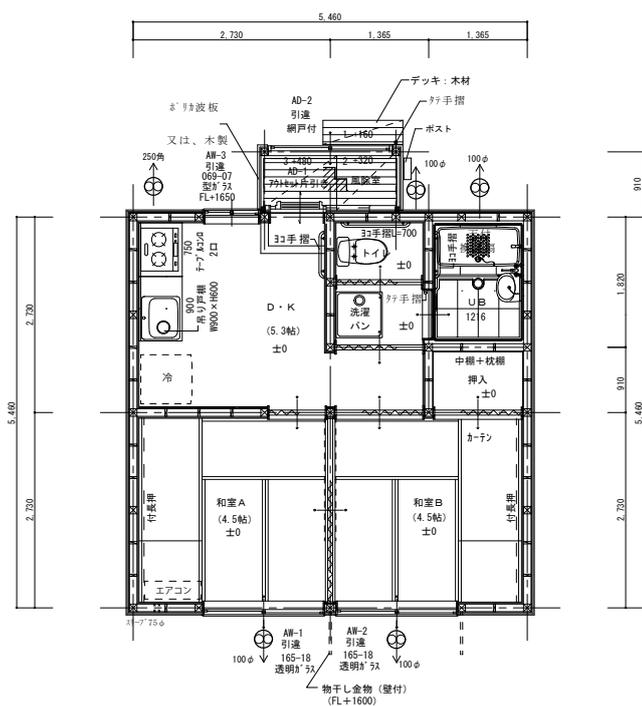
現場作業技能者の朝礼風景



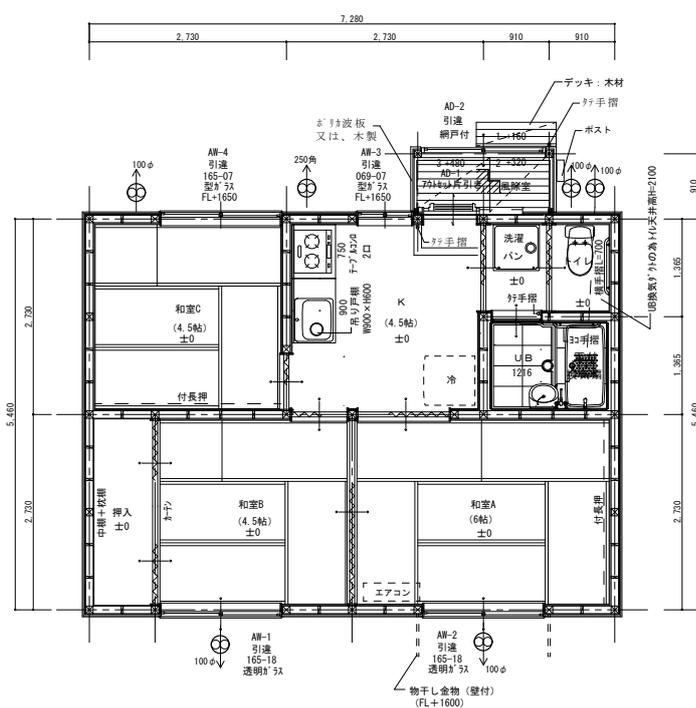
矩 計



プランバリエーション



9坪タイプ



12坪タイプ

被災地域の住民構成に対応するプランを準備した。

応急仮設木造住宅の入居者の声

- ・地域の職人さん達の働きで建設されたと聞きました。大事に住まわせていただきます。
- ・地元の材料と地元の職方さんたちで建った家ですから、何かあった時にはすぐに対応いただけるので安心です。
- ・建築中も気になって見学しに来たんですがとっても早く出来るんですね。
- ・工事を見に行ったときに、被災された大工さんも働いていて嬉しくなりました。
- ・新築の木の香りがしました。
- ・隣の音もほとんど気になりません。

- ・外壁の板張りはコテージみたいで、飽きが来ません。あのころのことを考えると癒される感じもあって良いなと思ってます。
- ・和室の畳はありがたい。いろいろありますが寝ころんだ時になんだか“ホッ”とします。
- ・決して広くはないのですが、段差もなく、手すりなど隅々まで配慮された家で感謝しています。特に年をとっているので、畳敷きでも段差がないのが安心です。
- ・これから迎える寒い冬を考えると、畳や、しっかりとした断熱で安心です。

地域環境と地域住民を知る工務店だからこそ可能だった。
福島県で約600戸以上を供給。

協定締結に向けての今後の展望

国交省が2011年10月18日に都道府県担当者を対象に東日本大震災における応急仮設住宅の建設に関する報告会を開催。

今後の震災に備えるため、応急仮設住宅のあり方を検証する都道府県ワーキンググループ(WG)を設置し、3回開催。

都道府県と管内市町村、建設部局と福祉部局など関係者間の連携や、建設に係る契約、精算等の手続きなど、応急仮設住宅の供給にあたり、実務面で支障となる課題を中心に整理・検証を行う。

方針の中で、建設事業者について「東日本大震災においては、プレハブ建築メーカー、ハウスメーカー、地元工務店等が仮設住宅を供給したことを踏まえ、各都道府県において、仮設住宅の建設事業者について、それぞれの特性を考慮しつつ、予め、発注の考え方を整理し、必要な協定等の見直しや、新規の締結等をしておくこととする。」と記載。

2012年5月、国交省が「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」を公表。

国交省の資料で取り組み紹介①

4) 建設事業者について

対応を求められたこと

- 被災地事業者の活用に係る要望対応、提供の申し出事業者への対応
- 各都道府県における公募実施への協力
- 地域資材の活用の推奨

①地元事業者活用の要望

- 地元事業者の選定
岩手県…4/18～5/2
⇒応募89事業者中、21事業者を選定
宮城県…4/19～4/28
⇒応募156事業者中、3事業者を選定
福島県…4/11～4/18
⇒応募28事業者中、12事業者を選定
※岩手県・宮城県は県内に本店又は営業所を有する事業者、福島県は県内に本店を有する事業者を対象
- 事業者ごとの担当戸数 (10/17現在)
・ プレハブ協会担当分…43,206戸 (全戸完成)
　　うち規格建築部会担当分…28,660戸
　　住宅部会担当分…14,546戸
・ 地元業者等担当分 … 9,307戸

②公募要件の設定に係る助言

- 事務事業者による受付窓口整理
・ 宮城県においては、すまいづくり・まちづくりセンター連合会で受付。
・ そのほか、応急仮設住宅の仕様・規格、建設・アフターサービスの条件など、地元事業者の登録に係る応募条件の設定について助言。

③地域資材の活用等

○ 地元産の木材の活用支援



- ・ 住田町の事例
住田町産の木材(主に杉材)を利用した戸建ての応急仮設住宅。町の第三セクター・住田住宅産業が施工。町有地に93戸を建設。

○ (社) 全国木造建設事業協会の設立

- ・ 9/11に全国建設労働組合総連合及び(社)工務店サポートセンター等による設立
- ・ 災害時の応急仮設住宅供給が目的

対応が難しかったこと

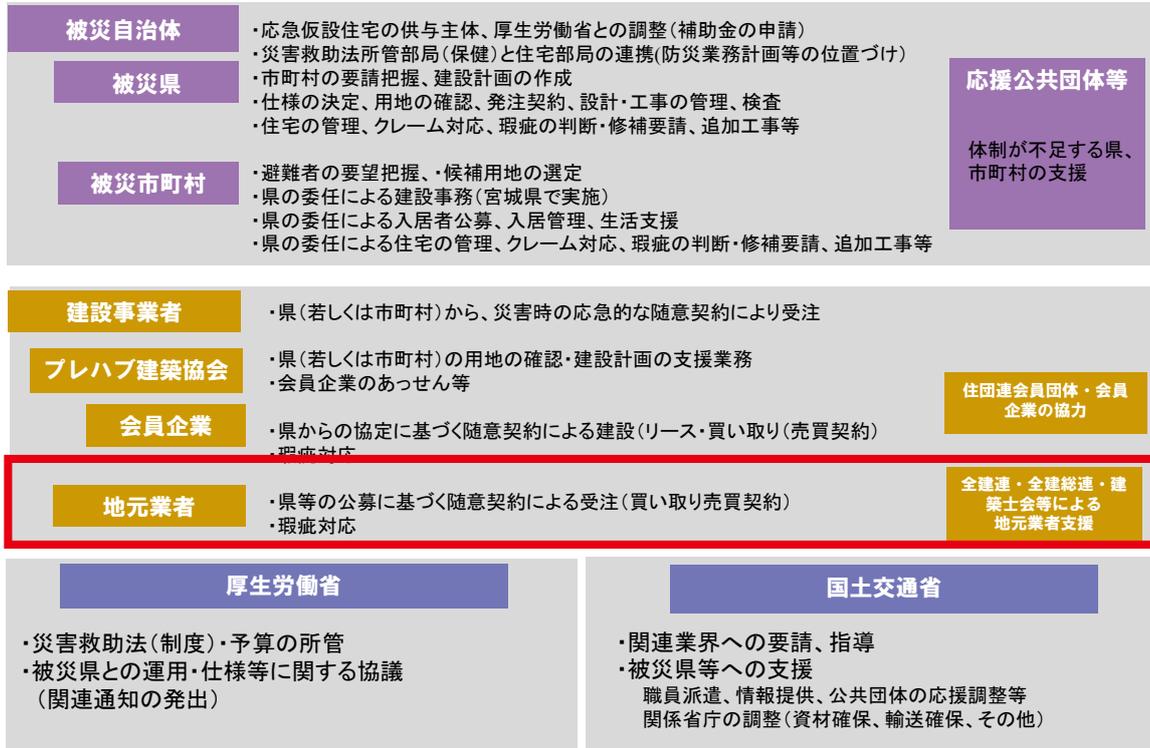
- 「被災者救済のための迅速な建設」と「地元雇用の創出」の調整、自治体の業者の業務分担の調整
- 質・仕様のばらつき、工期遅れの発生
- 発注・建設管理体制の不足(契約の遅れ、公募業務の負担、提供の申し出への対応の負担)

今後の課題について

契約方法・業務内容の再整理、発注・建設管理体制の強化、仕様の標準化の見直し、海外対応

国交省の資料で取り組み紹介②

9) 関係者の役割分担について



応急仮設住宅における建設事業者について

(社)プレハブ建築協会のプレハブ建築メーカー系(規格建築部会)

- ・一定戸数(1万戸程度)までは解体処分負担のないリース対応ができ、初動が早く工期が短い。
- ・また、仮設の経験が豊富で、宅地以外の多様な用地への対応力がある。

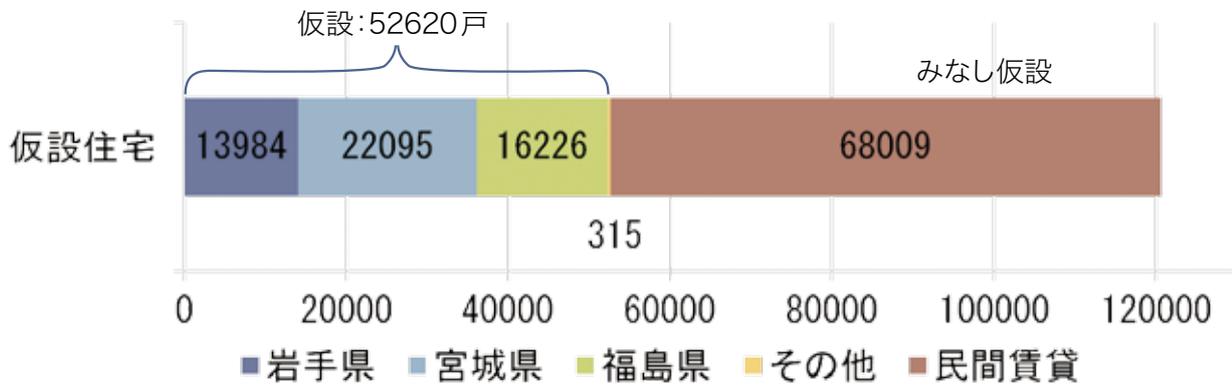
(社)プレハブ建築協会のハウスメーカー系(住宅部会)

- ・大量供給が求められる際の供給力は極めて大きく、立ち上がりに一定の時間を要するが、生産が軌道に乗ると工期は極めて短い。
- ・また、住宅としての仕様はプレハブ建築系よりも水準が高い。

地元工務店

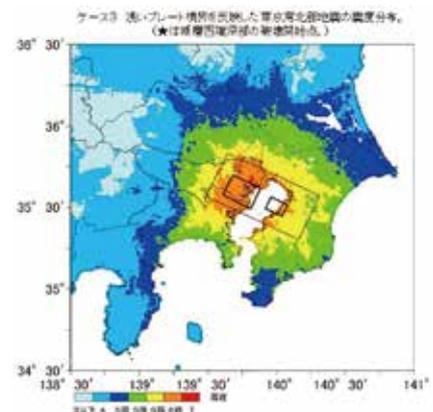
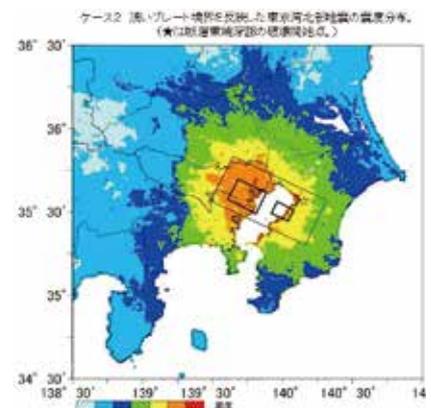
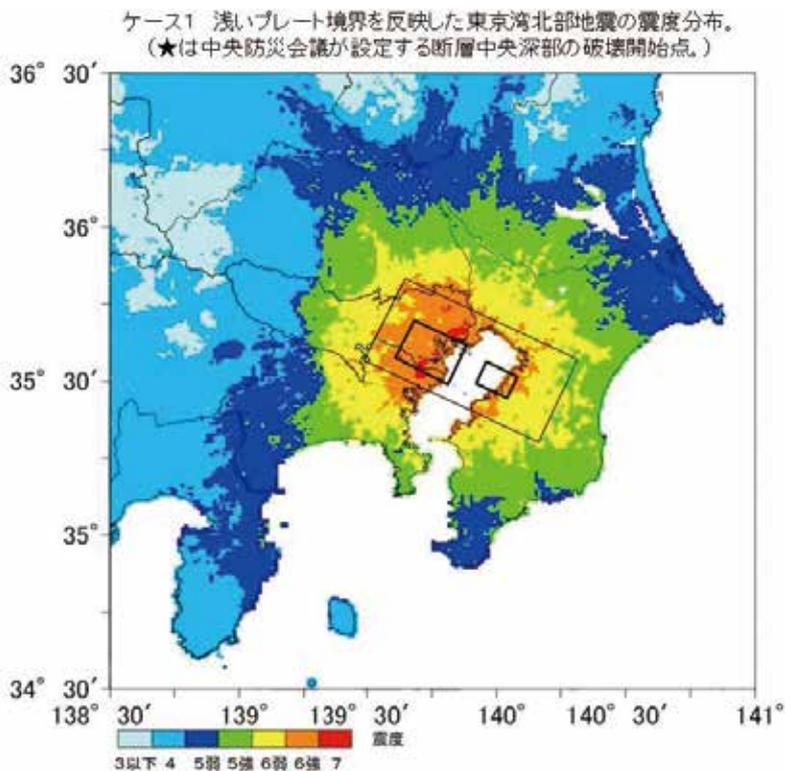
- ・地元工務店は、被災地の災害後の経済・雇用の改善により資する。
- ・仕様等については規格部材等にとらわれない柔軟な対応が可能である。

応急仮設住宅と民間賃貸住宅の活用



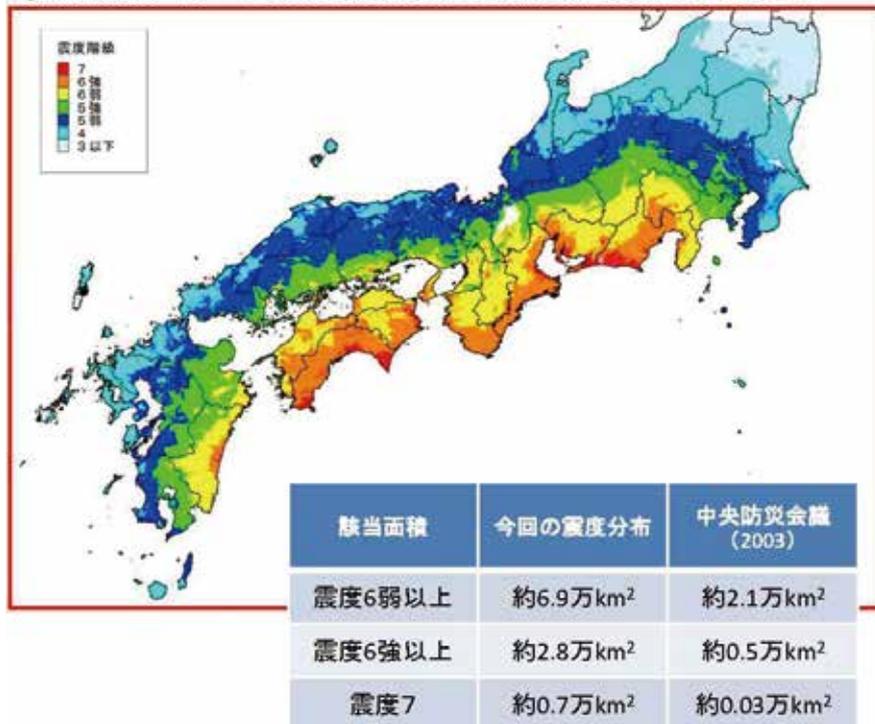
- ・プレ協が県の要望戸数を供給できなかったため、岩手県、福島県においては地域事業に対する公募が行われ、約8000戸を地域工務店等が建設した。
- ・仮設住宅の供給が間に合わなかったため、民間賃貸を含めた「みなし仮設」を活用することとなった。

首都直下型地震における震度分布図

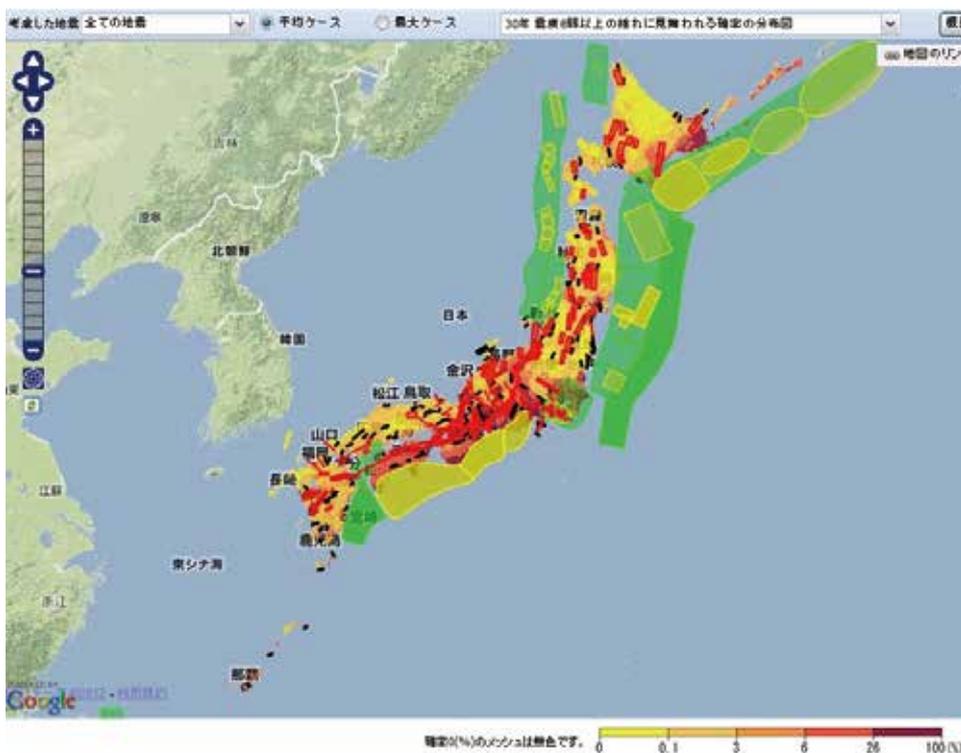


南海トラフの巨大地震による最大クラス地震分布図

【最大クラスの震度分布】
強震波形4ケースと経験的手法の最大震度重ね合わせ



全国の活断層分布図



- ・赤のラインは主要活断帯
 - ・黒のラインはその他の活断層
 - ・黄色は海溝型地震震源断層
 - ・緑色は海溝型地震発生領域
- 出典：防災科学技術研究所

全国には無数の活断層があり、現在、把握されていないものも多数あると考えられている。全国どこで大規模地震が発生しても、おかしくない状況にある。

協定を締結した都道府県

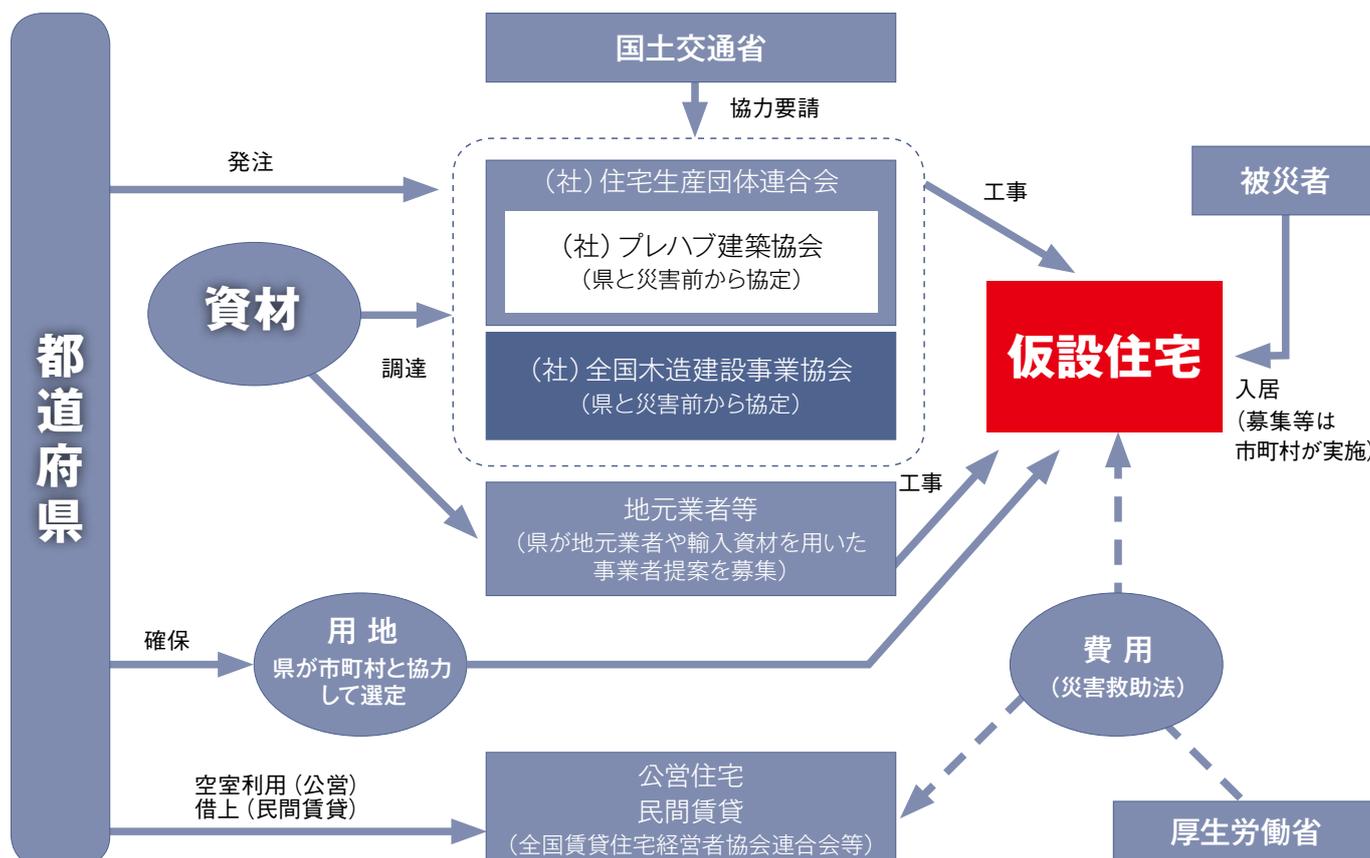
都道府県	対応部署	折衝①	折衝②	締結日
徳島県	住宅課、林業振興課	11/ 8/29	11/ 9/22	11/10/ 9
高知県	住宅課、木材産業課	11/ 9/26		12/ 1/11
宮崎県	建築住宅課、山村・木材振興課	11/11/ 2		12/ 2/22
愛知県	住宅計画課、公営住宅課	11/ 8 / 8	11/10/18	12/ 3/16
埼玉県	住宅課	12/ 1/27		12/ 3/29

2012年3月までに要請を実施した県（要請順）

和歌山県、秋田県、福島県、静岡県、山口県、広島県、鳥取県、愛媛県、島根県、千葉県、三重県、長野県、香川県、神奈川県 計19県（うち5県で締結）

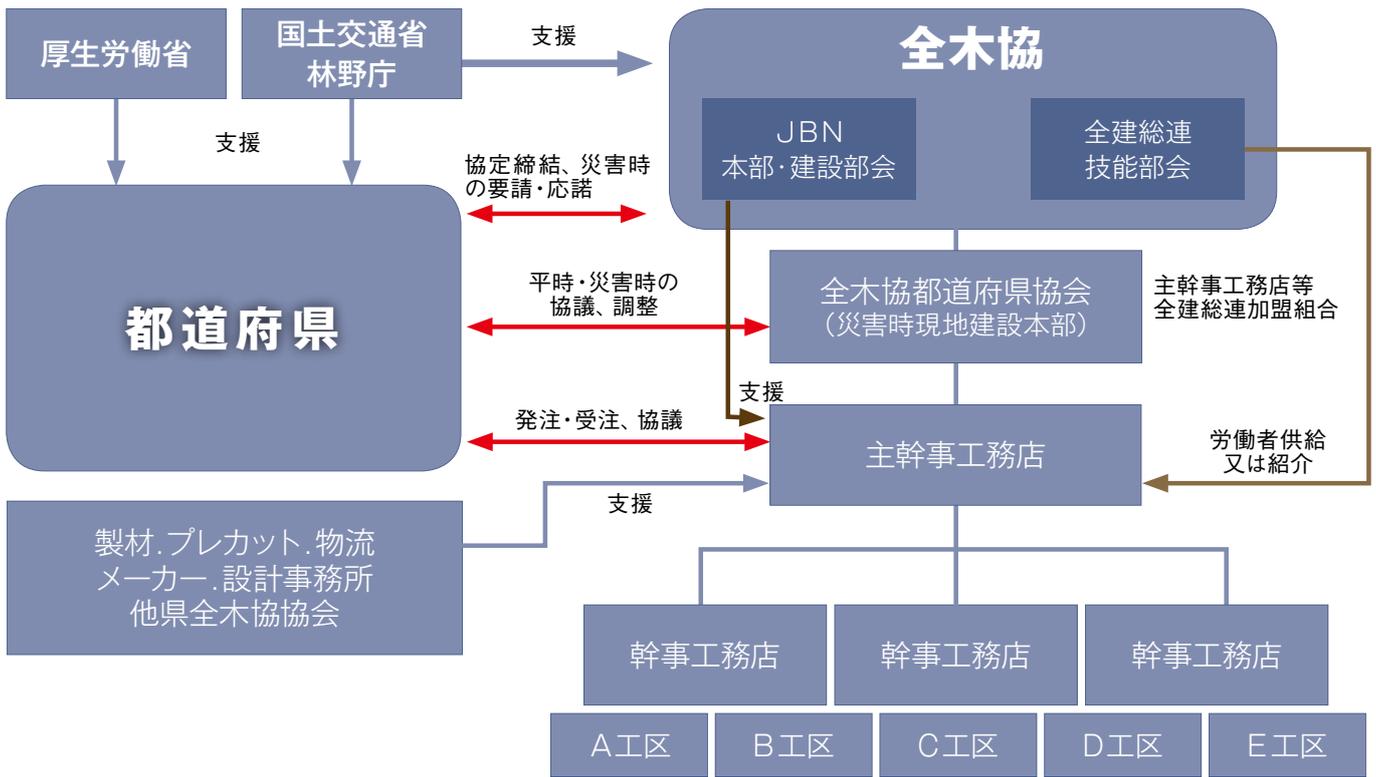
2012年12月までに7割の都道府県に対して要請を行い
2014年12月までに7割の都道府県との締結を目指す

応急仮設住宅に関する関係主体の役割

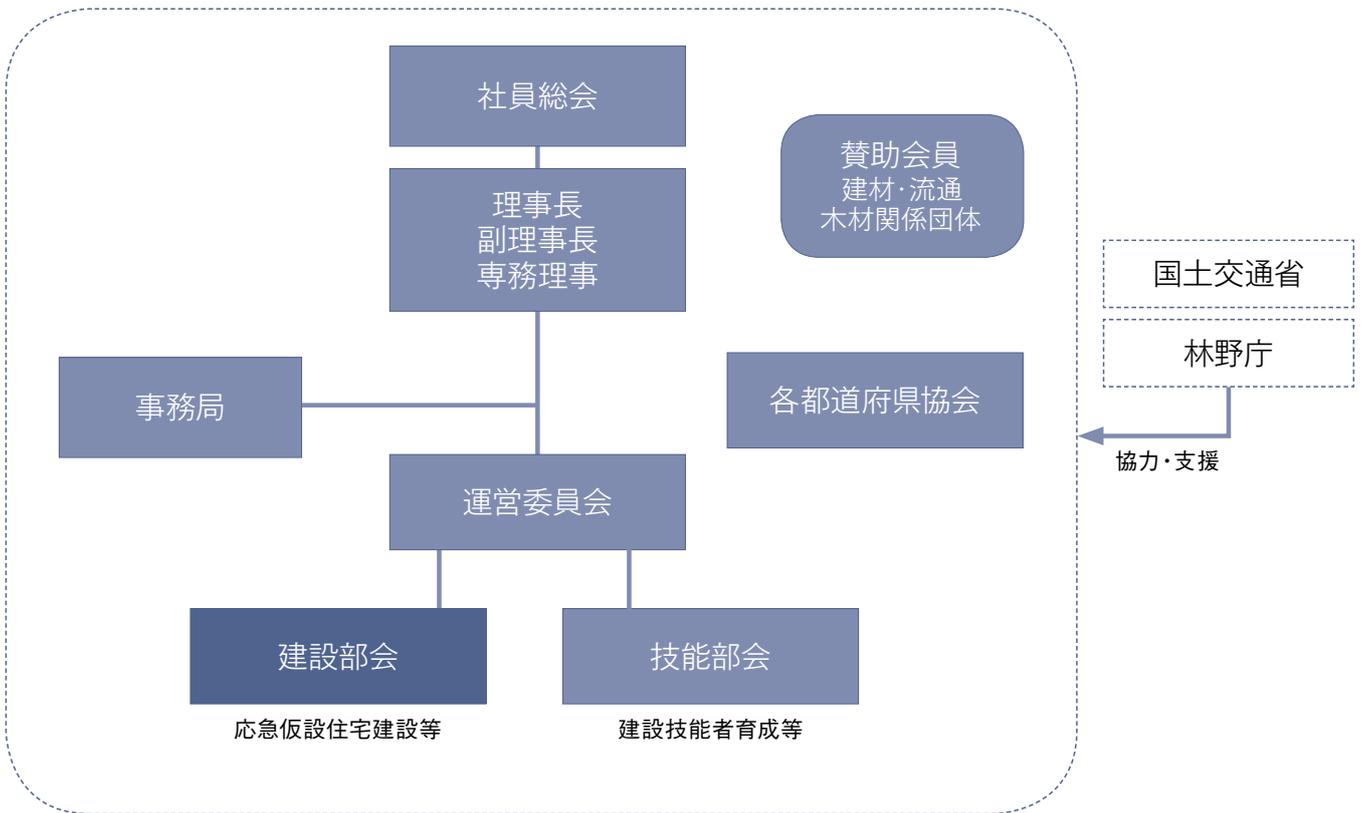




災害時の応急仮設木造住宅建設のスキーム図



一般社団法人全国木造建設事業協会 組織図



応急仮設住宅供給における主な内容

項目	内容
供給戸数	月500戸(条件が整っている場合の上限)
木材	県産材を活用(被災状況に応じて全国から供給)
技能者	当該都道府県の技能者を雇用(不足の場合は全国支援)
住宅タイプ	9坪を標準とし、6坪、12坪も供給。集会所、グループホームも建設
工期	最短で3週間程度(うち大工工事は2週間程度、技能者数による)
費用	9坪タイプ本体工事で500万円程度
県との契約	売買契約を原則とし、要望に応じてリース契約(2年)

- ※木造仮設のため、クレーン等の作業が必要なく、狭小地での施工も可能。
- ※1戸の大工仕事に対して約14人工が必要。500戸の場合、7000人工が必要となる。
- ※主幹事工務店と全建総連とで労働協約を締結。事前に必要な労働条件を明示。
- ※技能者には、主幹事工務店が雇入れ通知書を発行。
- ※全国にあるプレカット工場、製材工場等とも連携。広域災害でも対応可能。

徳島県との協定書

災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書

〔協定〕
第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設木造住宅の建設に関して、徳島県(以下「甲」という。)が一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

〔定義〕
第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の規定により供与する収容施設(応急仮設住宅を含む。)をいう。

〔要請の手続〕
第3条 甲の乙に対する、住宅の建設の要請は、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

〔協力〕
第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっ旋を行うほか、可能な限り甲に協力するものとする。

〔住宅の建設〕
第5条 乙のあっ旋を受け丙は、甲(甲が住宅の建設を市町村長に委任した場合は、当該市町村長、次条において同じ。)の指示に従い住宅の建設を行うものとする。

〔費用の負担及び支払〕
第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
2. 甲は、丙が住宅の建設を終了したときは、検査し、検査に合格したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

〔連絡窓口〕
第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては徳島県土木整備部住宅課とし、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設部とする。

〔報告〕
第8条 乙は、住宅の建設について協力できる生産能力及び建設能力等の状況について、1年に1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

〔会員名簿等の報告〕
第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を1年に1回、甲に報告するものとし、その後名簿の記載事項に変更があった場合には速やかに報告するものとする。

〔協定〕
第10条 この協定に定めるもののほか、住宅の建設に関し必要な事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

〔有効期間〕
第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月9日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 高門 

乙 東京都中央区日本橋箱崎町12-4
一般社団法人全国木造建設事業協会
代表者 理事長 青木 武之 

県によって、協定書の内容が一部異なる

新聞・業界紙等でも大きく報道



各県との協定式の様子



右上から時計回りに埼玉県、高知県、宮崎県、徳島県。中央は愛知県。

発行・編集

一般社団法人 全国木造建設事業協会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階
TEL.03-5540-6678 FAX.03-5540-6679

発行日／2012年6月